

## 法第38条 工事の廃止の届出書類一覧表

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎届出書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。  
 ◎届出にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類等を表の項目順に綴ってください。

届出書類・図面等		必須 <input checked="" type="checkbox"/>	備考	
届出書	開発行為に関する工事の廃止の届出書 〔省令様式第八〕	○	・宛名は"君津土木事務所長" ・許可を受けた者が届出者	
添付書類	委任状(任意書式(県参考様式1))	(手続きを第三者に委任する場合)	委任者及び担当者の氏名、押印、電話番号等を記入(委任者でない者が申請手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要)	
	開発許可(変更許可)通知書(原本)	(29条関連・当初(変更))	○	申請者に交付された許可通知書(紛失した場合は、その旨の報告書を提出)
	開発許可(変更許可)通知書(副本)	(29条関連・当初(変更))	○	申請者に返却された副本全部
	廃止理由書	任意	○	
	区域内の現場写真	名刺判以上	○	工事を廃止した日における土地の区域内の状況を明示するもの
	防災上の措置を記載した図書		○	

**【開発許可を受けた開発行為に関する工事を廃止した場合について】**

- ◎開発行為の廃止は開発区域の全部を廃止する場合をいい、部分的な廃止をしようとするときは変更許可申請(法第35条の2)となります。
- ◎届出書の受理後に、当該開発行為に関する開発登録簿を閉鎖します。